

初回審査

以下に該当する情報は開示することができないので黒塗りしています。

- ・商業的に機微な内容（認証機関への要求事項5.3.3（漁業、養殖）、5.3.6（CoC））
- ・認証活動の公平性を損なう圧力に結び付き得る情報（ISO/IEC17065 4.2.2）

認証発効日	有効期間	有効期限	次回年次審査期限
2023/12/25	3年間	2026/12/24	2025/4/25

対応基準：マリン・エコラベル・ジャパン養殖認証規格ver.2.0

養殖認証 審査報告書

- 認証申請者の名称等：マルゴ水産株式会社
(申請者所在地) 大分県佐伯市蒲江大字森崎浦1992番地
- 養殖対象種：ブリ
- 報告書作成責任者：(認証機関名：公益財団法人海洋生物環境研究所 中央研究所)
- 報告書作成日：2023年7月25日

1. 養殖業の概要	マルゴ水産株式会社（代表取締役：田邊利光/大分県佐伯市蒲江大字森崎浦1992番地）は、2021年12月に東海シープロ株式会社（代表取締役：田邊利光/福岡市中央区）が当地でブリ養殖を行っていた有限会社マルゴ水産（1989年設立）の全株式を取得し、株式会社に改組し子会社としてブリ養殖を開始した。 漁場は大分県南部の佐伯市蒲江にある猪串湾の湾内外にあり、天然種苗と人工種苗を導入し、稚魚～成魚出荷の一貫養殖を行っている。年間出荷尾数は[]で、現在、1年魚(天然[]/1年魚(人工[]尾、2年魚(天然[]/2年魚(人工[]、3年魚(天然[](出荷中)を養殖している。養殖したブリは地元にあるグループ会社の東海シープロ(株)大分事業所蒲江工場に全量活魚出荷している。						
2. 審査の概要等	【初回審査】 審査日：2023年6月30日(金) 初回審査は、6月30日、9時から佐伯市蒲江大字森崎浦にあるマルゴ水産(株)の事務所において、初回会議を行った。申請者から輸出用として養殖しているブリにはMP(モイストペレット)を給餌しているので審査対象外とし、EP(エクストルーデッドペレット)のみを給餌しているものをMEL審査対象にして欲しいとの申し出があったため、現在飼育中のMPを給餌している[]の生簀は認証の範囲から外すこととした。 審査は、審査シートに基づく審査項目についてインタビューと書類審査を行い、その後、配合飼料や医薬品の保管状況や漁場の現地確認審査を行い、審査終了後に最終会議を実施して17時に審査を終了した。なお、2件の不適合があり、最終会議においてその内容と是正期間について申請者と合意した。審査時間は9時から17時の7時間（うち1時間の休憩）であった。 <table><tr><td>■審査機関：公益財団法人 海洋生物環境研究所 中央研究所 一審査チーム 主審査員（報告書作成） []</td><td>■認証申請者：マルゴ水産株式会社 審査先：マルゴ水産株式会社 一対応者 マルゴ水産(株) [] 東海シープロ(株) []</td></tr><tr><td>審査員 審査員補 専門家</td><td></td></tr></table>			■審査機関：公益財団法人 海洋生物環境研究所 中央研究所 一審査チーム 主審査員（報告書作成） []	■認証申請者：マルゴ水産株式会社 審査先：マルゴ水産株式会社 一対応者 マルゴ水産(株) [] 東海シープロ(株) []	審査員 審査員補 専門家	
■審査機関：公益財団法人 海洋生物環境研究所 中央研究所 一審査チーム 主審査員（報告書作成） []	■認証申請者：マルゴ水産株式会社 審査先：マルゴ水産株式会社 一対応者 マルゴ水産(株) [] 東海シープロ(株) []						
審査員 審査員補 専門家							
3. 申請者からの提出物	認証申請者から提出のあった①MEL(マリンエコラベル)養殖認証規格Ver.2.0対応養殖手順書Ver.1/マルゴ水産(株)/策定日：2023年4月28日【以下、手順書という。】、②大分県漁業協同組合名護屋支店漁場改善計画【以下、漁場改善計画という。】及び③根拠資料等の提出物は審査報告書の末尾に添付した。						
4. 不適合 その是正処置および検証	3.3.1Cに「配合飼料及び飼料添加物等については、飼料安全法への適合や飼料原料の原産地（<u>魚粉・魚油等</u>については原料魚の魚種、漁獲海域が遡及可能であるか）等を記載した品質保証書を入手し、保管しているか。」とあるが、飼料製造メーカー1社について、魚粉原料の魚種名等の確認ができなかった(関連項目：4.2.2C、4.2.2F、4.2.3C)。また、4.2.2Dの「配合飼料メーカーから責任ある原料調達に関する方針を入手しているか。」とあり、配合飼料メーカーの原料調達方針を入手していたが、その原料調達方針では原魚の資源保護に関する記載が確認できなかったことから(関連項目：4.2.2E)、この2項目について最終会議で不適合報告書を手交した。その後、2項目について、是正処置回答書の提出があり、添付された使用魚粉履歴証明書で魚粉原料の魚種等が確認できたこと。原料調達方針で原魚の資源保護に関する記載が確認できたことから3.3.1C及び4.2.2Dを適合とした。						
5. 審査結果	(1) 認証を推薦する (2) 推薦する理由 最終会議において「不適合報告書」を手交した3.3.1C(関連項目：4.2.2C、4.2.2F、4.2.3C)及び4.2.2D(関連項目：4.2.2E)については、上記4に記載のとおり、申請者から提出された「是正処置回答書」の回答内容及び添付資料を確認し、「確認書」のとおり適合と判断した。 よって、審査シートの原則1～4に記載の審査対象となる全ての項目について、インタビュー、書類確認及び現場確認を行った結果、(一社)マリン・エコラベル・ジャパン協議会の「養殖認証規格 適合の判定基準(審査の手引き)Ver.2.0」の判定基準に照らし合わせて、不適合となる事案がなく、別添審査シートのとおり審査対象とした全ての項目について「適合」と判断した。						

項目	適合基準	評価指標	評価	所見・コメント	根拠資料
原則1 養殖生産活動の社会的責任					
認証基準1.1 水産動植物の養殖に当たっては、該当する関係法令、養殖場の所在する地方自治体の定める条例等を遵守していること。					
1.1.1	漁業法（昭和24年法律第267号）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）、食品衛生法（昭和22年法律233号）、食品安全基本法（平成15年法律48号）などの他、養殖場が所在する地方自治体の定める条例などの中で、養殖生産に適用される蓋然性が高いものについて、生産者がなすべき事項を指示に従って適切に履行していること。	A：関係法令に基づいて、公的機関等から伝達される生産者がなすべき指示等が文書として保管されているか。 B：上記指示に対して具体的な対応が適切に行われているか。	適合 適合	大分県農林水産研究指導センター水産研究部(以下、県センターという。)からの「養魚情報」や漁協からの通知文書はファイルに保管しており、これまで県行政からの指導文書はないが、あればファイル保管することになると、また、養殖に関する関連法令のリストを手順書の「13.関連法令」の項に記載しており、必要に応じてパソコンで検索し確認するようにしていると説明があり、「養魚情報」と漁協からの通知文書のファイルを確認し、県行政からの文書があれば同様に保管されると判断し適合とした。また、漁協が県から免許を受けた漁業権免許状の写し、漁協が県の認可を受けた漁業権行使規則や漁場改善計画を保管していることを併せて確認した。 有限会社マルゴ水産(1989年設立)を改組し、子会社化し株式会社として2021年12月に設立し、大分県漁業協同組合名護屋支店の正組合員(法人組合員)となり、大分県漁協が県から漁業権の免許を受けた漁場で、漁業権行使規則や漁場改善計画にそって策定されたM E L 認証規格の手順書によりブリ養殖を行っていると説明があり、提示された登記簿の履歴事項全部証明書等の欄に「水産養殖魚の製造」とあることを確認し、各法令の認証基準に関する事項はいずれも合致していることから適合とした。	手順書 養魚情報等ファイル確認(写真撮影) 養魚情報(資料番号111A-1/以下、資料番号は記載省略) 漁業免許状㊟(111A-2) 漁業権行使規則(111A-3) 漁場改善計画 漁業免許状㊟(111A-2) 漁業権行使規則(111A-3) 漁場改善計画 手順書 登記簿一部抜粋(111B)
1.1.2	必要な免許又は許可に基づき適法に養殖を行う生産者であり、養殖場の場所や魚種等は免許等の内容と相違がないこと。	A：区画漁業許可状などを保有し、その許可内容と実際の養殖生産に相違がないか。 B：都道府県や漁協等により漁業権行使規則などが設定されている場合は規則を理解し、それに従った養殖生産が行われているか。	適合 適合	ブリ養殖は区第4631号、第4635号と第4636号の3つの漁場で行っていると漁業免許状の写しを提示し説明があり、免許状の漁業は「魚類小割式養魚業(くろまぐろ養殖業を除く)」となっており、県から免許された漁場でブリ養殖を行っている判断し適合とした。 区画漁業権行使規則(区第4631号、第4635号、第4636号)の提示があり、最高筏台数(10m×10m生簀)として区第4631号には、第4635号には、第4636号にはが割り当てられており、M E L 認証規格の手順書に沿って養殖を行っている説明があり、行使規則を遵守し行使規則を理解してブリ養殖を行っている判断した。 併せて、以降の審査項目について説明と資料の提出があり、審査対象とした全ての項目が適合であることから、本項目を適合とした。	漁業免許状㊟(111A-2) 漁業権行使規則(111A-3) 筏配置図(112B) 手順書
1.1.3	養殖従事者は、関係法令等に基づいた賃金、福利厚生及び労働条件が提供されており、適切な健康管理が実施されているほか、適切な労働環境が確保されていること。	A：養殖場で雇用されている従業員に対して、関係法令等に基づいた賃金、福利厚生及び労働条件が提供されているか。 B：従業員に対して適切な健康管理（健康診断の実施等）がなされ、その記録が残されているか。	適合 適合	6人が従事しており、雇用契約書又は出向通知書兼同意書を交わしている説明があり、個人別給料明細一覧表で2022年1月から2023年5月の間、6人全員に給料が支払われていることを確認した。また、就業規則で勤務時間、休憩、休日や年次有給休暇について、給与規程で住宅手当、通勤手当等の諸手当について定めていることから関係法令等に基づいた賃金、福利厚生及び労働条件が提供されていると判断した。 毎年、従業員は健康診断を受けており、診断結果をファイルに保管していると説明があり、ファイルに保管した健康診断結果で医療法人慈恵会西田病院(大分県佐伯市)又は地元蒲江の医療法人明倫会御手洗病院で2023年2月から同3月の間に受診していることを確認した。	雇用契約書等(113A-1) 個人別給料明細一覧表(写真撮影) 就業規則抜粋(113A-2) 給与規程抜粋(113A-3) 健康診断ファイル(写真撮影)
1.1.4	児童労働等違法な労働が行われていないこと。	児童労働や外国人の不法就労等違法な労働行為が行われていないか。	適合	健康診断ファイルにある健康診断結果に記載された氏名及び生年月日に外国人名や若年児童がないことを確認した。	健康診断結果
原則2 養殖対象水産動物の健康と福祉に対する配慮（水産動物を対象とする養殖に適用する）					
認証基準2.1 養殖対象水産動物がその種に適した良好な環境で飼育され、できるだけ水産動物にストレスを与えない配慮をした飼育管理を行い、病気の予防に努めていること。					
	養殖は、対象動物種、成長段階に応じて水産用水基準に適合する適切な水域、用水で行われていること。	A：養殖対象動物が健全に生育するために必要な溶存酸素量が水産用水基準（付属書3）に適合しているか。	適合	溶存酸素量については、大分県南部振興局水産班と漁協が共同で周年定期的に調査を行っており、調査結果を入手しており、調査点「越田尾」は内湾の区第4636号(稚魚漁場)で、「みごの浦」は区第4631号(湾口の育成漁場)であると説明があり、提示された調査結果では9月が欠測となっているが、「越田尾」では10月に1回と12月に2回の一部が水産用水基準を下回っているが、審査手引きに示された内湾漁場の夏季の酸素量が4.3mg/lを大きく上回っていること、10～11月の平均酸素飽和度は60%を上回っていることから、越田尾漁場での一過性の基準を下回る溶存酸素量は審査手引きに照らして、適合としても問題がないと判断した。	D O 調査結果(211A)

2.1.1		B：用水のCOD・全窒素量、底質のCOD・TS（全硫化物）等の汚染指標が水産用水基準（付属書3）を満たしているか。	適合	用水のCODや底質のCODについては県センターや漁協の調査データがないので、専門業者に依頼し自社で3漁場の調査を行っているとの説明があり、提示された濃度計量証明書の用水のCODの分析結果は湾内(区第4636号)、みごの浦(区第4631号)、沖(区第4635号)の3漁場とも水産用水基準を満たしていることを確認した。底質のCODについても3漁場全てが基準を満たしていることを確認した。 なお、CODについては今後とも年に1度、自社で調査を行っていくとのことであった。	濃度計量証明書/用水(211B-1) 濃度計量証明書/底質(211B-2)
		C：赤潮や汚染事故など養殖に悪影響が発生した時は情報の収集に努め、発生状況を記録し、対策を講じるための手順が決められているか。	適合	手順書12.2.の「赤潮・汚染事故への対応」の項に赤潮情報の把握や赤潮対策について記載しており、「漁協名護屋支店からの報告書(FAX)にて確認する」とあり、漁協名護屋支店から送信された赤潮情報のFAXを記録としてファイルに保管していることを確認した。赤潮対策については手順書に「赤潮発生時には、状況に応じて餌止め、生簀の移動、早期出荷等の対策を講じる」と対策の手順を規定していることを確認した。 なお、地先海域では当社設立の2021年12月以降、魚類に有毒な赤潮の発生はなく対策を講じたことはないとの説明があり、大分県農林水産研究指導センター水産研究部のHPで2022年4月以降、魚類に有毒な赤潮の発生がないことを確認した。	手順書 赤潮情報ファイル(写真撮影)
2.1.2	良好な生育環境を維持するために設定された適切な生簀面積や飼育密度等を遵守して飼育が行なわれていること。	A：海面養殖場においては、生け簀を海水が循環するのに十分な生け簀間隔が設定されているか。	適合	稚魚漁場(区第4636号)の生簀間隔は2～3m程であるが生簀は1列のみで隣接する生簀はないと、育成漁場は湾口(区第4631号)と湾外(区第4635号)にあり、生簀間隔は5～6m程で、隣接する生簀との間隔は50～60mあり、水深は深く稚魚漁場は20m、育成漁場は25～27mあるので海水交流はいいとの説明があり、説明どおりの生簀間隔・配置であることを現場確認を行い十分な生簀間隔が保たれていると判断し適合とした。	生簀設置状況確認(写真撮影)
		B：飼育単位ごとに収容されている養殖対象動物の数が把握され、記録されているか。	適合	生簀毎の収容尾数はパソコン管理の給餌月報に記録していると説明があり、プリントアウトした今年6月の給餌月報に生簀毎の収容尾数が記録されていることを確認した。	給餌月報(212B)
		C：適切な養殖対象動物の飼育密度を遵守して飼育が行われているか。	適合	漁協が作成した漁場改善計画では、「養殖密度は11kg/m ² 以内を目標とする」と目標値が設定されており、出荷開始時には生簀(10m×10m×7m)に3,000尾程を収容し、3kg位から出荷すると説明があり、飼育密度を試算したところ12.8kg/m ² で目標値を少し上回っていることから、漁場の行使状況について説明を求めたところ、漁場改善計画には「漁場面積に対する生簀の総面積の割合は15分の1以内を目標とする」とあり、内湾漁場(区第4636号)、みごの浦漁場(区第4631号)、沖漁場(区第4635号)の3漁場とも生簀面積の割合は目標を大きく下回る1.38～2.78%であると説明があった。併せて、2.1.1 A-Bのとおり溶存酸素量と用水の汚染指標が満たされていること、前身の会社を含めると同一漁場で30年以上養殖を行っているが成長や魚病の発生に変化がなく、2022年6月導入の人工種苗の審査日現在(2023.6.30)の歩留りは、2022年5～6月導入の天然種苗の歩留りもであるとの説明があったことから適合とした。	漁場改善計画 聞き取り 設置生簀面積表(212C)
2.1.3	養殖対象動物に良好な環境が維持されていることを適切な指標を用いてモニタリングしており、指標の悪化が見られた場合の対処法を定めていること。	A：養殖対象動物の健全な生育に適した環境が維持されているかをモニタリングするための計画が立案され、計画に従って実施されているか。	適合	DOは2.1.1 Aに記載のとおり、大分県南部振興局水産班と漁協の共同調査結果をモニタリングしていること、CODについては2.1.1 Bに記載のとおり自社で委託調査を実施しており毎年実施するとしていることから、計画に沿ったモニタリングを実施していると判断し適合とした。	2.1.1 A 2.1.1 B
		B：測定結果は基準を満たしているか。	適合	2.1.1 Aのとおり溶存酸素量は基準を満たしており、2.1.1 Bのとおり用水及び底質のCODがともに基準を満たしていることを確認した。	2.1.1 A 2.1.1 B
		C：基準を満たしていない場合に、適切な改善の手段を講じているか。	適合	これまで基準を満たしているが、満たさない場合の改善手段を手順書の7.2.に規定していると説明があり、手順書に「調査結果が基準値を満足していない状態が続く場合には、養殖場に最も近い調査地点とそのほかの調査地点で傾向に差が有るか否かを確認する」、「必要に応じて水産試験場や漁協に相談し、海底耕耘や生簀の移動等、可能な範囲での適切な対策を講じる」とあり、改善手段を講じることが規定されていることから適合とした。	手順書

		D：改善措置を講じた結果、水質の改善が認められるか。	適合	これまで、改善措置を講じたことはないが、上記2.1.3 Cに記載のとおり改善措置を講じる手順が定められていることから適合とした。	手順書
2.1.4	養殖対象動物の栄養要求に応じた適切な飼餌料が、適量給餌され、健全に生育するよう管理されていること。	A：養殖場で使用する飼餌料は品質の劣化を起こさない適切な方法で保管されているか。	適合	餌はE P(エクストルーデッドペレット)を使用しており、概ね5日間隔で購入していると説明があり、E Pは冷凍庫内の乾燥したコンクリートの床の木製パレットの上に保管しており、保管中に劣化は起きないと判断し適合とした。	飼料保管状況確認(写真撮影)
		B：養殖場で使用する飼餌料は適切なものが使用されているか。	適合	餌はE Pで、1年魚には、 、2年魚以上には、 を使用していると説明があり、提示された品質証明書で飼料安全法に基づき製造・管理されている旨を確認するとともに、 は海産魚稚魚用配合飼料、 はぶり類育成用配合飼料との記載を確認し適合とした。	品質証明書(資料番号214B)
		C：養殖魚介類の健康に影響を及ぼすことが懸念される場合は、必要に応じてビタミン剤などの飼料添加物が法令に従って適切に使用されているか。	適合	6～9月の高水温期に、 栄養剤を使用していると説明があり、品質規格書で原材料が であることを確認した。	品質規格書(214C)
		D：養殖魚介類に給与された飼餌料の給餌量は飼育単位ごとに記録されているか。	適合	給餌日報に手書きで生簀毎の給餌量を記録したものを、パソコン管理の給餌月報に転記し記録していると説明があり、給餌日報と給餌月報の記録を確認した。	給餌日報(214D) 給餌月報(212B)
		E：給餌量は予め定めた手順に従って摂餌状態を観察しながら調整し、適量が給餌されているか。	適合	手順書8.6.の「給餌」の項に、「養殖魚の給餌量は、配合飼料メーカーの給餌率表を基に設定し、加えて魚の摂餌状況を見ながら調整する」とあり、親会社の飼料メーカーが作成した標準給餌率表を参考にして、給餌日報を作成しており、育成漁場ではプリントアウトした給餌日報に給餌担当者が実際の給餌量を手書きで書き加えており、稚魚には別様式の給餌日報に給餌量を記録していると説明があり、提示された給餌日報の記録を確認した。	標準給餌率表(214E) 給餌日報(214D)
認証基準2.2 養殖対象動物に発生する疾病の予防、拡散の防止に努め、水産動物が健全に生育するよう飼育管理が行われていること。					
2.2.1	養殖対象動物の疾病等の予防や早期発見のため、これらの健康状態を適切な指標で定期的にモニタリングする手順が定められ、適正に実施されていること。	A：飼育中の魚貝類の健康状態を定期的にモニタリングするための手順が決められているか。	適合	手順書6.2.に「日々の健康チェックは、給餌の際に目視で行うこととする。具体的には、摂餌状況、体表の様子を確認する」と規定していることを確認した。	手順書
		B：上記手順に従ってモニタリングが行われ、その結果が記録されているか。	適合	給餌日報に生簀毎に「状態」と「餌食」の欄を設けており、状態は体表や遊泳状況、餌食は餌食いの状況を記録していると説明があり、給餌日報の「状態」と「餌食」の欄にモニタリング結果が記録されていることを確認した。	給餌日報(214D)
		C：その結果は水産試験場等の魚病担当者に定期的に確認を依頼し、助言を求めているか。	適合	手順書6.3.の「異常魚の処理」の項にあるように、日々のモニタリングの中で、異常魚や斃死魚が見られた場合は、水産試験場等の専門機関に相談することしていると説明があり、遊泳状況や摂餌状況が悪い時は、給餌量を減らしたり、給餌間隔を長くして魚の様子を見ており、回復しない時には県センターの指導を受けているとのことであった。	手順書 聞き取り
2.2.2	死卵、へい死魚又は瀕死の状態にある水産動物は疾病の蔓延を防止するため、定期的に回収し、適正に処理する手順が定められており、手順に従って実施されていること。	A：生簀等にへい死魚、瀕死魚等があった場合は速やかに専用の容器に回収し、その数を記録しているか。	適合	死魚は生簀から取上げて専用コンテナに入れて持ち帰っており、へい死魚があれば給餌日報に記録し、パソコン管理の給餌月報にも転記していると説明があり、日報と月報の記録と船に積み込まれたへい死魚回収用のコンテナを確認した。	給餌月報(212B) 給餌日報(214D) 死魚回収コンテナ確認(写真撮影)
		B：回収したへい死魚、瀕死魚の処理方法が決められているか。また、適正な処理が行われているか。	適合	手順書6.3.に「斃死魚や異常魚は漁協名護屋支店で定めた回収BOXへ持ち込む」とあり、手順に従い、生簀から回収した死魚は専用コンテナに入れて持ち帰り、漁協指定の回収BOXに入れておけば、漁協が依頼した業者が処分してくれると説明があり、へい死魚回収BOXと漁協からのへい死魚処理負担金の請求書を確認し適正な処理が行われていると判断した。	手順書 死魚回収BOX確認(写真撮影) 請求書(222B)
2.2.3	養殖施設内や周辺の養殖漁場及び水生生物への感染症の可能性をできるだけ減らすため、当該水産動物が飼育単位で飼育され、故意に放流することや生け簀等から逃げ出すことがないよう養殖施設が適正に管理されていること。	A：病魚を故意に放流していないか。	適合	病魚を放流することではなく、病魚やへい死魚は上記2.2.2 Bに記載のとおり回収し処分をしているので放流はしていないと説明があり、適合とした。	2.2.2 B
		B：養殖設備は病原体の温床となるような付着生物の除去、病魚の逃亡による疾病のまん延を防止するために網の補修などを定期的に行っているか。	適合	種苗導入から300gまではポリ網の生簀を使用しているが、成長に応じて網交換をしているので汚れることはない、300g以後は金網生簀で養殖しており年1回潜水により網掃除と網の点検も行っていると説明があり、提示された作業日報でポリ網の網交換や金網生簀の網掃除・点検の記録を確認し、定期的に行っていると判断し適合とした。	聞き取り 作業日報(223B)

2.2.4	養殖用種苗は養殖場へ導入する前に、特定の、重要な病原体に感染していないことが適切な方法で保証されていること。	A：養殖用種苗を養殖場へ搬入する前に種苗生産施設での飼育履歴情報を確認し、記録しているか。	適合	種苗は人工種苗と天然種苗を導入しており、人工種苗生産業者2社と天然種苗のモジャコ業者2人からそれぞれ履歴報告書等を入手し、生産者、稚魚履歴、給餌履歴、投薬履歴等を確認していると説明があり、履歴報告書等を記録として保管していることを確認した。	履歴報告書等(224A)
		B：必要に応じて導入する種苗の検査を実施し、検査結果が出るまでの間、適切な方法で隔離飼育しているか。	適合	人工種苗については電話で、天然種苗については業者が地元なので直接出向いて、種苗の健康状態や罹病状況を確認し健康な種苗を導入しているので導入後のへい死は少なく、これまで検査や隔離飼育をしたことはないと説明があり、下記のとおり今年導入した種苗のへい死が少ないことを確認した。 なお、稚魚の漁場(区第4636号)と育成漁場(区第4631号、区第4635号)は使い分けをしているとのことであった。 ○導入後1週間の累計へい死尾数 5/25導入の人工種苗 導入尾数 累計へい死尾数 6/7導入の天然種苗 導入尾数 累計へい死尾数	聞き取り 給餌月報(224B)
		C：検査の結果、何らかの疾病にかかっていることが判明した場合、専門家の指示に従い、適切に処分または治療を行っているか。	適合	上記2.2.4 Bのとおり罹病していないことを確認した種苗を導入しているが、病気が出た場合は手順書6.3.に従って、水産試験場等の魚類防疫員へ検査を依頼し、診断結果が出た場合は専門家の指示に従うことになると説明があった。	手順書
		D：海外から種苗を購入する場合や特定疾病の発生地から種苗を購入する場合には、必要に応じて無病証明書を取得しているか。	該当せず	海外からは種苗を導入していないと説明があり、審査対象外とした。	履歴報告書等(224A)
2.2.5	有効な防疫措置や水産用ワクチンの適正使用が行われ、発眼卵や種苗の導入から水産動物の出荷に至るまでの全ての工程において、適正な管理が実施されていること。	A：承認された水産用ワクチンがある場合には積極的にワクチンを使用して疾病の予防に努めているか。また、ワクチンの使用にあたっては法令等に従って適切にワクチンを接種しているか。	適合	県センターのワクチン使用指導書や獣医師の動物用医薬品指示書の交付を受けてワクチン接種をしており、指導書を薬屋に見せてワクチンを注文すれば必要量を持ってきて、資格を持った薬屋の従業員が接種をしており、自社の従業員6名もワクチン接種資格を持っており接種することであると説明があり、県センター発行の指導書及び獣医師発行の指示書及びワクチン接種技術講習会受講修了者名簿登録通知を確認し、適正に接種されていると判断した。	聞き取り ワクチン使用指導書等(225A-1) ワクチン接種技術講習会受講修了者名簿登録通知(225A-2)
		B：必要に応じて、「特定疾病等対策ガイドライン」に記載されたまん延防止のための措置、消毒等が実施されているか。また、その準備がなされているか。	適合	ブリには特定疾病はないが、手順書6.3.に魚病のまん延防止対策について規定しており、専門家から蔓延防止策に係る指示が出た場合は速やかに従うとあり、2.2.3及び2.2.4が適合していることから、適切な疾病のまん延防止措置の準備が整っていると判断した。	手順書 2.2.3 2.2.4
認証基準2.3 養殖対象動物に疾病が発生した場合に、法令を遵守し、適切な治療が行われていること。					
2.3.1	異常が発見された場合には、直ちにこれらの移動を制限する等他への感染を防止するための措置も含め、疾病等発生への対策について適切な手順が定められており、実施されていること。	A：疾病が発生した場合の疾病の診断、治療に関して行う一連の作業について手順が決められているか。	適合	手順書6.3.の「異常魚の処理」の項に、水産試験場等の魚類防疫員へ検査を依頼し、試料の送付方法は発泡スチロール等で保冷した状態で持ち込み、診断結果が出た場合は専門家の指示に従うとあり、手順書9.2.の「医薬品の使用」の項に、専門家(水産試験場等の魚類防疫員)の指導書や投薬指示書に基づいて投薬を行い、投薬にあたっては他の養殖魚への医薬品の汚染や環境中への流出を防ぐための措置をとると一連の手順が決められていることを確認した。	手順書
		B：上記の手順には、疾病のまん延を防止するための対応が含まれているか。	適合	まん延防止対策は上記2.2.5 Bに記載のとおり、手順書6.3.に専門家から蔓延防止策に係る指示が出た場合は速やかに従うとあり、手順書9.2.に病気の蔓延防止策として状態を見ながら一斉投薬を行うと規定していることを確認した。 併せて、2.2.2及び2.2.3が適合しており、へい死魚は適切に処分される等のまん延防止策を講じていると判断し適合とした。	手順書 2.2.5 B 2.2.2 2.2.3
		C：上記の手順に従い、作業が実施されているか。	適合	これまで、まん延防止作業を行ったことがないとのことであるが、2.2.2及び2.2.3が適合していることから、この項目を適合とした。	2.2.2 2.2.3
	魚類防疫員等の指導の下、疾病の診断ならびに治療法の決定が適切になされるよう対応が定められており、それによって、疾病の治療が行われていること。	A：疾病の診断及び治療法の決定は魚類防疫員等による検査を受け、その結果に基づいて治療が行われているか。	適合	病気と思われる時は県センターで疾病検査を受けており、今年5月12日の検体ではノカルジア症と診断され指導があったが、検査時点ではへい死も少なく、水温が低く薬の効きが悪いこともあって、水温が20℃になるのを待って6月12日から投薬を行ったと説明があり、投薬記録を給餌日報と給餌月報で確認した。	検査結果報告書(232A-1) 給餌日報(232A-2) 給餌月報(212B)

2.3.2		B：抗菌剤の使用にあたっては、水産用抗菌剤使用指導書等必要な手続きを行い、交付書類が保管されているか。	適合	県センターで診断してもらい治療の指導を受けており、県センターから水産用抗菌剤指導書の交付を受けていると説明があり、センター発行の水産用抗菌剤使用指導書(有効期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日)を保管していることを確認した。	水産用抗菌剤使用指導書(232B)
		C：養殖場が魚類防疫員等による検査結果を待たずに治療を開始する特段の事由がある場合は手引きの手順に従って行われているか。	適合	手順書6.3.に「診断結果が出る前に治療を実施する場合は、事前に専門家へメールや電話により症状を伝え、サンプルを送付する。その後、専門家より指示をもらい、それらのメールや電話メモを保管する」とあり、今年6月24日は土曜日で県センターで診断することができなかったが、1日で水温が4℃も上がりへい死が広がっていたことから自社判断で投薬し、週明けの6月27日に県センターの指導を受けた例が1例あり記録をメモしていると説明があり、提示された日報一覧にあるメモの内容が説明どおりであることから手順に従っていると判断し適合とした。	聞き取り 日報一覧(232C)
2.3.3	水産用医薬品等の使用の際には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）その他関係法令等を遵守し、環境への影響を最小限にすることへの配慮を含め、これらを適正に管理し使用するための手順が確立され、手順に従って適正に実施されていること。	A：投薬にあたっては、他の養殖魚への医薬品の汚染や環境中への流出を防ぐよう、適正な措置がとられているか。	適合	投薬を行う時は、前日の給餌は行わず、E Pに展着剤を使ってコーティングをし薬が流出しないようにしており、手順書9.2.に他の養殖魚への医薬品の汚染や環境中への流出を防ぐため、給餌は無投薬の魚群を先に行い、薬を全量摂取させるため摂餌状況を目視で確認しながら給餌を調整するとしており、給餌月報で投薬日前の2日間は給餌していないことを確認し適正な措置を取っていると判断した。	聞き取り 手順書 給餌月報(212B)
		B：使用にあたっては、使用対象生け簀、使用医薬品、投薬日、投与量、休業期間等を記録し、管理しているか。	適合	投薬は給餌月報に記録していると説明があり、給餌月報に生簀ごとに投薬日、薬品名、投薬量の記録があることを確認した。なお、休業期間については養殖履歴証明書に最終投薬日と定められた休業期間を記録していることを確認した。	給餌月報(212B) 養殖履歴証明書(233B)
		C：すべての水産用医薬品について、購入伝票等の保管や医薬品に関する製造・販売元や製造番号等の情報、購入日、使用日、使用量、在庫量等を記録して管理し、品質の劣化を防止できる方法で適切に保管しているか。	適合	薬品販売メーカーとの伝票を綴って保管しており、伝票には取引日、商品名、数量等が記載されていることを確認した。薬の在庫管理は毎日作成する在庫表で管理をしており、薬の入庫、出庫を記録していると説明があり、上記伝票と在庫表の入庫記録が紐付けされていることを確認した。医薬品は施設した倉庫の棚で箱詰めのまま乾燥状態で常温保管しており、適切に保管していると判断した。	引帳伝票(233C-1) 在庫表(233C-2) 医薬品保管状況確認(写真撮影)
		D：使用期限切れの医薬品は適切に廃棄しているか。	適合	これまで購入した薬が使用期限切れになったことはないが、あれば手順書9.1.に従い、使用期限切れの医薬品は産業廃棄物回収業者に回収を依頼することになると説明があり、適切に廃棄されると判断し適合とした。なお、上記2.3.3 Cの保管中の薬の使用期限は2025.8、2025.9及び2025.10であることを確認した。	聞き取り 使用期限確認(写真撮影)
2.3.4	抗菌剤の使用については、O I Eの「養殖魚衛生規約」及び当該規約の「責任ある抗菌薬の慎重な取り扱い原則」に基づいていること。	評価指標2.3.1～2.3.3に適合であれば蓋然的に適合。	適合	審査対象とした評価基準2.3.1～2.3.3のすべてが適合していることから適合とした。	
2.3.5	養殖従事者は、養殖水産動物に関する衛生管理や養殖資機材等の安全性及び適正な取り扱いに関する教育訓練を受けており、これらについて常に高い意識を有しつつ、責任ある取組を実施していること。	飼育管理担当者が水産試験場等の主催する魚病講習会等に定期的に参加しているか。	適合	県センター主催の魚病講習会等は開催されてないが、県内の養殖業者が組織した大分県水産養殖協議会が懇談会を開催しており、県センターの職員が講師となり、赤潮や魚病等についての講演があり、毎年参加していると説明があり、県センターが主催する魚病講習会に参加しているとみなし適合とした。	懇談会開催通知(235)
原則3 食品安全性の確保（生産物の食品安全が確保される養殖が営まれていること）					
認証基準3.1 養殖場は養殖対象種の健全な生育に適し、養殖環境や養殖資材からヒトの健康に有害な物質等による汚染の可能性を最小限となるよう管理されていること。 （全養殖対象種に適用する）					
3.1.1	養殖場及びその周辺環境において、汚染リスクの適切な評価にもとづいて適切な養殖場所が選定されていること。	A：養殖漁場の位置及び生簀の配置状況及び数を把握しているか。	適合	漁業権の漁場図、筏配置図及び給餌日報で生簀の位置の説明があり、漁場の位置及び生簀の配置と数を把握していると判断した。 【参考】 給餌日報にある緑色の枠はMP(モイストベレット)の給餌生簀で、今回のM E L 認証審査の対象外としていると説明があり、提示された船上MP給餌日報でMPを給餌していることを確認した。	漁業権漁場図(311A-1) 筏配置図(112B) 給餌日報(214D) 船上MP給餌日報(311A-2)

		B：養殖漁場周辺地域の農場や工場等の立地状況・河川の流入状況を把握し、養殖場を汚染する要因の有無を確認しているか。	適合	大分県南部の猪串湾の湾内、湾口、湾外に漁場があり、猪串湾の背後地は山で、漁場周辺に工場、農場はなく、湾内に流入する河川もないので農薬や重金属などの汚染物質が流入する恐れはなく、これまで農薬や重金属による漁業被害の発生はないと説明があり、漁場確認時に説明どりの環境であることを確認した。併せて、手順書の養殖漁場の航空写真で漁場周辺は自然林であることを確認した。	聞き取り 現地確認(写真撮影) 手順書
3.1.2	飼育によってヒトの健康に重大な影響を及ぼす物質による許容レベルを超えた蓄積が起こる可能性について適切なモニタリングを実施していること。	把握しているリスクに応じて、適切なモニタリング計画が立案され、有害なレベルの汚染がないことを確認しているか。	適合	モニタリングを行っていないが、3.1.1 Bに記載のとおり、周辺環境から漁場の汚染のリスクとなる工場、河川等がないことから、有害なレベルの汚染はないと考えられることから適合とした。	3.1.1 B
認証基準3.2 水産用医薬品の残留防止について、適切な作業手順が定められ、それに基づいて医薬品が適正に使用されていること。（魚類養殖に適用する）					
3.2.1	水産用医薬品等の使用の際には、薬効が効果的に発揮されるよう専門的知見や的確な診断に基づいて投薬を行うとともに、養殖水産物に残留のないよう、魚類防疫員等の指導の下、医薬品ごとに定められた用法・用量や休業期間を遵守し、適正な記録を作成していること。	本評価指標は、認定基準2.3に適合していることで蓋然的に適合となる。	適合	審査対象とした認定基準2、3の評価指標全てが適合していることからこの項を適合とした。	
認証基準3.3 飼餌料に由来する有害化学物質等による汚染についてのリスクを把握し、適切な給餌管理が行われていること。（給餌養殖に適用する）					
3.3.1	飼料、飼料添加物、飼料原料等の使用にあたっては、有害化学物質等の混入防止を確保するとともに、生産単位ごとに給餌した飼料等について遡及可能な記録として管理されていること。	A：餌料については、原産地（漁獲海域の特定が遡及可能であるか）、販売元、魚種、数量、購入年月日等を記録し、照合可能な伝票を保管しているか。	該当せず	M E L 認証の審査対象とした生簀にはE Pを給餌しており、生餌及びMPは使用していないと説明があり、審査対象外とした。	給餌月報
		B：配合飼料及び飼料添加物等については、製造、販売元、製品名、製造番号、数量、購入年月日、成分組成等を記録し、伝票を保管しているか。	適合	餌は種苗を導入から出荷までの間、E Pを給餌しており、購入伝票として請求書を綴り保管しており、成分票も入手していると説明があり、保管した請求書に買上日、商品名、数量等が記載されていることを確認した。成分の表示票を入手していることを確認した。	請求書(331B-1) 成分表示票(331B-2)
		C：配合飼料及び飼料添加物等については、飼料安全法への適合や飼料原料の原産地（魚粉・魚油等については原料魚の魚種、漁獲海域が遡及可能であるか）等を記載した品質保証書を入手し、保管しているか。	適合	飼料製造メーカーのE Pの品質証明書を入手し保管しており、飼料安全法への適合については2.1.4 Bで確認済みである。育成用E Pの原料魚粉の魚種と原産地は原料履歴調査書で確認できたが、稚魚用E Pの魚粉原料の魚種名と漁獲海域を確認できる書面がなく、確認できなかったことから最終会議において不適合報告書を手交した。	品質証明書(214B) 2.1.4 B 原料履歴調査書(331C)
		D：給餌した飼餌料の種類や給餌量は生け簀ごとに記録されているか。	適合	パソコン管理の給餌月報をプリントアウトし、生簀ごとに飼料の種類(商品名)と給餌量が記録されていることを確認した。	給餌月報(212B)
		E：給餌機や用具等は、定期的に清掃し、必要に応じて消毒し、衛生的に管理しているか。	適合	E Pの給餌は給餌船に備え付けたエア式の給餌機で行っており、作業終了後に水洗いしていると説明があり、給餌船に備え付けたステンレス製の給餌機の内側の壁面が清浄であることを確認した。	給餌機確認(写真撮影)
		F：給餌関連作業を行う場所においては、機械油や塗料など、有害化学物質による汚染を防ぐため適切に作業が行われているか。	適合	油類や塗料は倉庫に保管しており、給餌作業と塗装作業等を同時にすることはないと説明があり、作業場周辺や給餌船上に油類や塗料は見られず適切に作業が行われていると判断した。	作業場、給餌船を確認(写真撮影)
		G：餌飼料等は、有害化学物質による汚染や異物混入を防ぐため適切に保管されているか。	適合	飼料(E P)は冷凍庫で、油類等の有害化学物質は倉庫で保管しており、飼料保管の冷凍庫内に油類等の有害化学物質が保管されていないことを確認し適切に保管していると判断した。	冷凍庫確認(写真撮影)
認証基準3.4 二枚貝等の水揚げ作業に関して衛生的な作業を行い、種苗の導入から出荷に至る全ての工程において、トレーサビリティが確保されるよう手順が定められ、検証可能な記録が残されていること。（二枚貝養殖等に適用する）					

3.4.1	二枚貝等が、微生物や生物毒の発生状況等の監視や管理が実施されている海域で生産されていること。	対象海域が貝毒発生状況のモニタリングやその際の閉鎖並びに解放について通知され、これに従って出荷されているか。特に生食用の生産海域以外の海域で生産されたものが生食用として出荷されていないか。	－		
3.4.2	必要に応じて、貝類の浄化が行われていること。また、浄化設備は適切にメンテナンスが行われていること。	浄化の方法や浄化設備のメンテナンスの頻度が定められ、その作業状況が確認されているか。	－		
3.4.3	出荷にあたっては、生産海域、採捕年月日、貝の種類、数量、搬送の方法、生産者氏名等を確認し、記録していること。また、生産物を識別する方法を定め、識別記号が出荷先へ適切に伝達される手段がとられていること。	生産物についての必要情報を出荷先に提供する方法が定められているか。	－		
3.4.4	出荷作業に用いる器具、機材、包装資材等は清潔に管理され、または、保管されていること。	同左。	－		
3.4.5	出荷作業を品質の劣化に配慮して衛生的に行うための手順を定め、手順に従って作業を行っていること。	同左。	－		

認証基準3.5 養殖魚介類の水揚げ作業に関して衛生的な作業を行い、種苗の導入から出荷に至る全ての工程において、トレーサビリティが確保されるよう手順が定められ、検証可能な記録が残されていること。（二枚貝養殖等以外に適用する）

3.5.1	養殖期間を通じて、養殖魚を生簀単位で管理し、養殖状況等を養殖日誌等に記録していること。	A：種苗導入時、飼育単位毎に、収容年月日、総重量（又は尾数）を確認し、記録しているか。	適合	養殖月報に、生簀毎の種苗の導入年月日と尾数を記録していると説明があり、5月の養殖月報の5/29に導入記録(生簀毎の尾数)が記載されていることを確認した。併せて、天然種苗の養殖履歴証明書(2.2.4A)と紐付けされていることを確認した。	給餌月報5月(351A) 種苗履歴書(224A)
		B：一つの飼育単位に、異なる由来の種苗を収容する場合は、混養の状況がわかるよう記録しているか。	適合	認証水産物はE Pのみの給餌による養殖魚、非認証水産物はMPを給餌する輸出用の養殖魚としており、認証水産物と非認証水産物を混養していないことを給餌月報で確認した。なお、認証水産物同士では1台の生簀の収容尾数が少ない時には由来の異なる種苗を混養して適正な収容尾数にすることもと説明があり、給餌月報で混養した記録を確認した。	給餌月報(212B)
		C：分養による魚貝類の移動履歴と分養後の総重量（又は収容尾数）を、生産単位毎に確認し、記録しているか。	適合	同じロットの種苗を成長に伴い分養することがあると説明があり、昨年5/16に導入した種苗を8/22に1台の生簀から新たな2台の生簀に分養した給餌月報に記載の記録の提示があり、分養記録が給餌月報に記録されていることを確認した。	給餌月報(351C)
3.5.2	生産単位毎に水揚げ日、水揚げ尾数、重量、出荷先等を確認し、記録していること。また、生産物を識別する方法を定め、識別記号が出荷先へ適切に伝達される手段が採られていること。	A：生産物を識別する方法は1生産単位を1ロットとしてできるように定められているか。	適合	ロットごとに出荷管理するよう手順書11.1に「出荷依頼を受けたのち出荷対象生簀を確定する」とあり、併せて、出荷した養殖履歴証明書に生簀番号が記録されていることを確認し、生簀単位で出荷管理されていると判断した。	手順書 養殖履歴証明書(233B)
		B：取引先の求めに応じて生産履歴情報を提示する手段が定められているか。	適合	手順書11.1に「養殖履歴を作成し、出荷先へ提出する」とあり、保管した養殖履歴証明書を確認した。	手順書 養殖履歴証明書(233B)
3.5.3	出荷作業に用いる器具、機材、包装資材等は清潔に管理され、または、保管されていること。	A：出荷作業に使用する選別台、締め機、魚槽、容器、器具等は洗浄され、清潔に保たれているか。	該当せず	元々、親会社の東海シープロ大分事業所蒲江工場で養殖ブリの加工を行っており、さらなる原魚確保のため同加工場の近傍に、令和3年12月にマルゴ水産㈱を設立したもので、全量活魚で同蒲江工場に出荷しており、出荷先が当社の養殖生簀に移送用の生簀を横付けし、魚をタモですくい移したあと、出荷先が移送用生簀を加工場まで曳航して帰るので、作業に使う機器らしいものはないと説明があったことから審査対象外とした。	活魚出荷/移送用生簀の曳航ルート(353A)
		B：生産物を収容する魚倉や容器で使用する海水等は清浄なものであり、使用する水は飲用適の水から作られているか。	適合	移送用の生簀は出荷先が用意したものであると説明があり、養殖海域は3.1.1 Bのとおり汚染海域ではないことから適合と判断した。	聞き取り 3.1.1 B
		C：生産物を収容した魚槽や容器は、蓋付きのものを使用するなど汚染を防ぐ措置がとられているか。	適合	出荷方法は上記3.5.3 Aのとおり、移送用生簀に収容し曳航しているので、絶えず海水交換がされ清浄な海水であることから適合とした。	3.5.3 A

			D：出荷作業に使用する器具・機材、包装資材は害動物による汚染を受けないよう適切に保管されているか。	該当せず	出荷作業に使う器具・機材を自社で保有していないことから審査対象外とした。	聞き取り
	3.5.4	出荷作業を、品質の劣化に配慮しながら衛生的に行うための手順を定め、手順に従って作業を行っていること。	出荷の一連の作業について、衛生的に作業を行うための手順が定められているか。	適合	出荷作業について、手順書11.2に「衛生管理」の項が規定されていることから適合とした。	手順書
原則 4 環境保全への配慮（環境に配慮された養殖が営まれていること）						
認証基準4.1 養殖に用いる器具、機材ならびに養殖魚貝類の排泄物や残餌等による環境悪化を防止し、また、養殖環境への養殖生産による負荷を最小限にとどめる管理がなされているかを検証・監視するための適切な手順を定め、実践していること。						
4.1.1		汚染物質の養殖施設内や周辺漁場及び環境への拡散防止のため、生簀等の養殖施設や養殖資機材及び作業船等に重金属や有害化学物質等を含む塗料を使用していないこと。また、使用される資機材等は適正に管理及び修繕されていること。	A：養殖場で使用する生け簀網、作業船、給餌機などの資機材のメンテナンスに使用する潤滑油、塗料、洗剤等がリスト化されているか。	適合	「使用化学物質リスト」が作成され、船底塗料や化繊網塗料等の使用している化学物質がリストに記載されていることを確認した。	使用化学物質リスト(411A)
			B：上記潤滑油、塗料、洗剤等上記化学物質のうち、海水中で使用する資機材に対して使用される場合、環境への影響がないよう適切に使用されているか。	適合	海水中で使用する資機材の塗料としては、船底塗料と化繊網の網染め塗料があり、船底塗料は20kg缶と4kg缶を購入、化繊網塗料は160kg入りのドラム缶を購入して、ともに自社で塗装作業しており、船底塗料は上架して塗装し乾いてから船を下ろしており開封した船底塗料は使い切っており開封した船底塗料は保管していないと、網染め塗料は鋼製のタンクに化繊網を入れて、塗料をドラム缶からポンプで注ぎ入れて浸漬して塗装しており、タンクに残った塗料はドラム缶にポンプで回収していると説明があった。塗装作業は安全データシートの注意書きを守り、火の気のない屋外でツナギやカップ、手袋を着用して直接塗料に触れないようにしているとのことであり、環境への影響がないよう適切に使用していると判断した。	聞き取り 船底塗料(写真撮影) 網染め塗料(写真撮影)
			C：上記潤滑油、塗料、洗剤等は、故意または事故により環境中への流出することがないよう適切に保管されているか。	適合	船底塗料と網染め塗料は岸壁から80m程離れた倉庫内に保管しており、船底塗料については開封されたものの保管がないこと、網染め塗料はドラム缶の転倒防止のため壁面にワイヤーで固定していることを確認し、環境中への流出することのないように適切に保管していると判断し適合とした。	船底塗料(写真撮影) 網染め塗料(写真撮影)
			D：漁網防汚剤や養殖場で使用する漁船の船底塗料として使用する物質は有機スズ化合物を含むものではないか。	適合	船底塗料と網染め塗料の安全データシートを入手しており、ともに有機スズ化合物を含んでいない塗料であることを確認した。	船底塗料安全データシート一部抜粋(411B-1) 網染め塗料安全データシート一部抜粋(411B-2)
			E：漁網防汚剤や船底塗料を使用している場合には、使用状況を記録して管理しているか。	適合	化繊網塗装作業と船底塗料塗装作業の記録は作業日報に記録していると説明があり、作業日報に化繊網塗装作業については「ポリ網染め/染料5本使用」と、船底塗料塗装作業については「5号船上架作業」と記録されていることを確認した。なお、船底塗料塗装作業は、上架当日は船底を洗浄し、翌日船底の乾燥を確認して塗装作業を行っているとのことであった。	作業日報(411E)
			F：不要な資機材（損傷した漁網、化学物質の容器等）が適切に廃棄され養殖場内に放置されていないか。また、廃棄方法は適切か。	適合	不要となった金網生簀は生簀網の購入先の業者に処分依頼をしていると、ロープ等の廃プラスチック類は産廃業者に処分を依頼していると説明があり、生簀網の購入先の業者からの処分代の請求書及び産廃業者マニフェストと計量証明書を確認し適切に廃棄されていると判断した。併せて、上記作業日報の5/26に「金網廃棄5台」とあり、請求書が紐付けされていることを確認した。 また、不要な資機材が作業場付近に放置されていないことも確認した。	請求書(411F-1) マニフェスト/計量証明書(411F-2) 作業場付近(写真撮影)
		養殖場における水資源については、関係法令等に基づき、水が適正かつ有効に使用され、養殖場を含む海域における水質が保たれており、汚水処理が適正に行われているとともに、淡水の塩類化防止対策が採られていること。	A：海面養殖場においては、漁業権行使規則、漁場改善計画等を遵守し、許可範囲内で養殖を行っているか。	適合	基準2.1.1及び2.1.3が適合していることから、この項を適合とした。	2.1.1 2.1.3
			B：漁場改善計画に則って、モニタリングが実施されているか。	適合	基準2.1.1及び2.1.3が適合していることから、この項を適合とした。	2.1.1 2.1.3
			C：環境指標は基準内に維持されているか。	適合	基準2.1.1及び2.1.3が適合していることから、この項を適合とした。	2.1.1 2.1.3

4.1.2		D：河川水や地下水を使用する陸上養殖施設では、水利権に関する都道府県の許可を得ているか、許可範囲を超える取水を行っているか。	該当せず	陸上のブリ養殖施設はないと説明があり、審査対象外とした。	聞き取り
		E：陸上養殖施設では排水の水質が排水基準を満たしているか。	該当せず		
		F：海水魚を飼育する陸上養殖施設では、排水を淡水域に排水する場合には、排水口付近の塩化物イオン濃度が200mg/L 以下であることが保証されていること。	該当せず		
4.1.3	養殖が適正な密度で行われ、養殖場における底質の悪化（有機物の堆積量増加、有機物の分解による貧酸素水塊の発生等）、有機物による汚染の増加等を定期的に監視していること。	A：環境収容力に応じた適正な生産量が遵守されているか。	適合	2.1.2 Cのとおり漁場行使率が低いこと、漁場の水深が深く(2.1.2A)、同じ漁場で30年以上養殖を行っているが水質の悪化が見られないこと(2.1.1A、B)から、環境収容力に応じた適正な養殖生産が行われていると判断した。	2.1.2 C
		B：養殖漁場環境を定期的にモニタリングし、健全な環境にあることを確認できるか。	適合	2.1.1 A 及び 2.1.1 B に記載のとおり、飼育環境は良好であり適合とした。	2.1.1 A 2.1.1 B
		C：残餌の処理方法について適切な手順が定められ、実施しているか。	適合	2.1.4 D が適合しており、手順書8.6に「残餌が発生した場合には、船上でシートをかけ（冷凍庫等で保管し）、後日再給餌を行う」と規定し、養殖海域に投棄することのないことから適合とした。	2.1.4 D 手順書
4.1.4	閉鎖水域における養殖は、底質環境に大きな負荷を与えないよう、廃棄物等の適正管理を実施していること。	底質環境に影響を及ぼす可能性のある廃棄物は全て陸上で適切に廃棄しているか。	適合	4.1.1 F に記載のとおり、不要となった生簀等は業者に処分を依頼しており、E P の空袋は飼料販売メーカーに引き取ってもらい処分していると説明があり、手順書8.6に「飼料の包装は陸に持ち帰り処分する」とあり、空袋の集積を確認し適正に処分していると判断した。	4.1.1 F E P 空袋集積(写真撮影)
認証基準4.2 養殖に用いる飼餌料は、天然資源に与える影響を最小限にとどめる配慮がなされていること。（給餌養殖に適用する）					
4.2.1	飼料、飼料添加物、飼料原料等の取り扱いにあたっては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）その他関係法令等を遵守するとともに、生産単位ごとに有効に使用されており、これらの使用管理が適正に記録されていること。	A：基準2.1.4及び3.3.1に適合していることで本評価指標に適合。	適合	基準2.1.4及び3.3.1が適合していることから適合とした。	2.1.4 3.3.1
4.2.2	飼料原料は、トレーサビリティが確保されるとともに、魚粉や魚油については、魚種が特定され、絶滅危惧種やIUU（違法・無規制・無報告）漁業由来の水産物が含まれていないこと。	A：特定条件の下、モイストベレットを使用している場合、その調製に使用する餌料については、魚種、漁獲海域、販売元、数量、購入年月日等を記録し、伝票を保管しているか。	該当せず	MP(モイストベレット)を使用していないことから審査対象外とした。	給餌月報
		B：配合飼料及び飼料添加物等については、製造、販売元、製品名、製造番号、数量、購入年月日、成分組成等を記録し、伝票を保管しているか。	適合	評価指標3.3.1 A、3.3.1 B 及び 3.3.1 C が適合していることから適合とした。	3.3.1 A 3.3.1 B 3.3.1 C
		C：配合飼料及び飼料添加物等については、飼料安全法への適合や飼料原料の原産地（魚粉・魚油等については原料魚の魚種、漁獲海域が特定できるよう遡及可能であること）等を記載した品質保証書を入手し、あるいは聴取記録を作成し、保管しているか。	適合	評価指標3.3.1 A、3.3.1 B 及び 3.3.1 C が適合していることから適合とした。	3.3.1 A 3.3.1 B 3.3.1 C
		D：配合飼料メーカーから責任ある原料調達に関する方針を入手しているか。	適合	飼料メーカーの原料調達方針を入手していると説明があったが、提示された原料調達方針では原魚の資源保護に配慮した調達を行っていることを確認できなかったため、最終会議において不適合報告書を手交した。 後日、是正処置回答書/確認書の提出があり、添付された原料調達方針に原魚の資源保護に配慮した旨の記載を確認し適合とした。	原料調達方針(422D) 是正処置回答書/確認書 (文書番号2) 原料調達方針

		E：IUUに該当しないことが確認できる飼餌料の使用に努め、EUのIUU漁業規則に基づく漁獲証明書に準じて必要な情報が入手できるか、少なくとも原産地を特定するための遡及が可能であるものを使用していること。	適合	養魚用魚粉履歴書に原産地は日本で、インポーター名が記載されており、遡及が可能であると判断し適合とした。 IUUに該当しないことが確認できる飼料の使用に努めているとの説明があり、飼料メーカーから入手した使用原材料及び原産地から原料魚種、原産地が確認でき、インポーター名や産地証明が「有」とあることから遡及が可能と判断し適合とした。	原料履歴調査書(331C) 使用魚粉履歴証明書(331C)
		F：魚粉・魚油の原料魚は絶滅危惧種でないか。	適合	養魚用魚粉履歴書及び使用魚粉履歴証明書に記載の原料魚種はイワシ、サバ、イトヨリ、アジ、ホキ、マグロとなっており、マグロは加工残渣のピンナガやキハダと聞いていると説明があり、絶滅危惧種が含まれていないことを確認した。	原料履歴調査書(331C) 使用魚粉履歴証明書(331C)
4.2.3	原則として、養殖魚の育成期において、直接的に未加工の魚介類（漁獲された魚類、イカなどの軟体動物、オキアミなどの甲殻類等）が飼餌料として使用されていないことを確保するとともに、飼餌料に含まれているタンパク源が、飼育されている水産動植物と同種同属のものでないこと。	A：飼餌料として直接的に未加工の魚介類を使用していないか。	適合	餌は2.1.4BのとおりEPで、給餌月報で未加工の魚介類を使用していないことを確認した。	給餌月報
		B：育成期においてモイストペレットを継続的に使用していないか。例外的に使用している場合は、特定条件に全て合致する方法で調製・給餌されているか。	適合	餌はEPであること、MPは使用していないことを給餌月報で確認し適合とした。	給餌月報
		C：養殖対象種と同種同属のものを使用していないか。	適合	餌はEPで、魚粉履歴書や使用魚粉履歴証明書の魚種名に同種同属の記載がないことを確認した。	原料履歴調査書(331C) 使用魚粉履歴証明書(331C)
4.2.4	育成期に使用する配合飼料は、養殖対象種の健全な生育を妨げない範囲で、魚粉及び魚油の使用量が削減されたものを使用すること。	A：養殖魚の育成期において使用する配合飼料は市販されているものの中で低魚粉のものを使用しているか。	適合	育成用EP XXXXXXXXXX の成分表示票には動物質性飼料は魚粉50%、55%とあり、一般的に市販のブリ配合飼料は魚粉の配合割合が55～80%であることから、低魚粉の飼料を使用していると判断した。親会社が飼料製造メーカーなので、さらに低魚粉でも成長、身質が変わらないものであれば使用したいとのことであった。	成分表示票/育成用(331B-2) 市販DPの主な組成(424A)
		B：魚油は水産加工残渣に由来するものや植物油脂により代替可能な範囲で使用割合を削減するよう努めているか。	適合	給餌はEP飼料のみで、給餌の際に魚油を添加することはないと説明があり、削減に努めていることから適合とした。	給餌月報
認証基準4.3 養殖に用いる種苗について、天然資源に与える影響を最小限にとどめる配慮がなされていること。（水産動物を対象とする養殖に適用する）					
4.3.1	人工種苗生産技術が確立されている養殖対象種については、人工種苗を優先的に導入していること。	A：人工種苗生産技術が確立されている養殖対象種については、人工種苗を優先的に使用しているか。	適合	ブリについては、「審査の手引き」で「ブリ類については天然種苗の使用を当面可能とする」とあり、人工種苗の使用を求めておらず、導入種苗の一部ではあるが人工種苗を導入していることから適合とした。	審査の手引き p.36
		B：必要に応じて導入する種苗の検査を実施し、検査結果が出るまでの間、適切な方法で隔離飼育しているか。	適合	2.2.4 Bに記載のとおりであり、適合とした。	2.2.4 B
		C：海外から種苗を購入する場合や特定疾病の発生地から種苗を購入する場合には、無病証明書や検査結果等を取得しているか。	該当せず	海外から種苗を導入していないことから審査対象外とした。	聞き取り 種苗履歴書(224A)
4.3.2	天然種苗を導入する場合には、当該種苗が合法的かつ環境負荷のない方法で採捕されたものであることを確実にするとともに、当該種苗を含め、周辺の生態系の資源状況等に悪影響を与えていないことが確実であること。	A：養殖用種苗を養殖場へ搬入する前に種苗生産施設での飼育履歴情報を確認し、記録していること。	適合	2.2.4 Aに記載のとおりであり、適合とした。	2.2.4 A
		B：天然種苗を導入している場合、当該魚種は適切な資源量評価が行われ、漁獲制限を行う必要がないとされる魚種であるか。	適合	審査の手引書に、「ブリは適切な資源量評価が行われ、漁獲制限を行う必要がないとされる魚種に該当する。従って、ブリ類については天然種苗の使用を当面可能とする。」とあることから適合とした。	審査の手引き p.36
		C：採捕者、購入元、採捕海域、採捕方法、採捕及び購入年月日、平均体重及び総重量（又は尾数）等を確認し、記録しているか。	適合	保管した養魚履歴証明書に出荷日、生産者(生産者名、飼育場所等)、稚魚履歴(自家採捕、採捕地、採捕時期、飼育場所等)、出荷尾数等が記載されていることを確認した。	養魚履歴書/天然(432C)
		D：許可を受けた採捕者が規制に従って適正に採捕した種苗であるか。	適合	5年前から同じ2業者から仕入れており、業者からは種苗受入の際に、県の漁業許可を受け適正に採捕したものであると説明を受けているとのことであり、保管した漁業許可証を確認した。	聞き取り 漁業許可証(432D)
		E：採捕対象以外の魚種の混獲による天然資源への影響に配慮しているか。	適合	業者からは混獲したモジャコ以外の魚は選別時に放流していると説明を受けているとのことであった。	聞き取り

4.3.3	適正な環境リスク評価が実施されていない遺伝子組み換え生物を養殖用種苗として使用していないこと。	同左。	適合	人工種苗について、種苗生産業者から遺伝子組み換えはしていない種苗であると聞いていると説明があり、併せて、国内のブリ生産施設においては遺伝子組み換え種苗の生産を行っているとの情報がないことから適合とした。	聞き取り
認証基準4.4 養殖場およびその周辺環境における保護対象となる野生生物の生息環境に与える影響を最小限にとどめる配慮がなされていること。（全養殖対象種に適用する）					
4.4.1	養殖場周辺で保護対象となる野生生物の生息状況を把握し、対象となる野生生物が生息している場合には、その生存に影響を及ぼす潜在的危害を考慮して、必要な措置が講じられていること。	A：養殖海域または陸上養殖施設の設置場所が保護対象野生生物の生息地域に該当または隣接していないか。	適合	前身の会社からすると30年以上同じ漁場で養殖をしているが、県や漁協から保護対象生物を保護するように指導を受けたことがなく、県のレッドデータブックで養殖漁場のある「猪串湾」で検索したが保護対象動物を検索できなかったと説明があり、保護対象の野生生物の生息地域又は隣接する地域ではないと判断した。	聞き取り
		B：養殖海域及びその周辺が保護対象野生生物の生息地域に該当または隣接している場合、その生息環境に悪影響を及ぼさないよう適切な施策を実施しているか。	該当せず	上記4.4.1 Aから審査対象外と判断した。	4.4.1 A
		C：養殖対象種の移動等の作業、台風等の自然災害による養殖対象種の逃亡について、その逃亡数を把握し、必要に応じて報告が可能な記録が残されているか。	適合	これまで、作業ミスや台風被害で大量に逃がしたことはないが、あれば手順書(12.3.)にあるように逃亡数を確認し給餌月報に記録することになると説明があり適合とした。	手順書
		D：適切な逃亡対策を実施しているか。	適合	化繊網は網替えを行ない、金網生簀は手順書(12.3.)どおりメンテナンスを年1回行っており、出荷は全て活魚出荷で養殖生簀に移送用生簀を横付けして魚を移す作業をしており、出荷工程は単純であり両生簀の間には網を設置して養殖魚が逃げないようにしていると説明があり、適切な逃亡対策を実施していると判断した。	手順書
4.4.2	養殖従事者の安全確保又は瀕死の当該生物に安楽死を優先する場合を除き、有害生物が絶滅危惧種に該当する場合は、非致死措置により除去を行っていること。	A：当該養殖場における養殖生産にとっての害動物を特定しているか。その害動物が絶滅危惧種に該当していないか。	適合	養殖場で害動物となる動物はいないと説明があり、絶滅危惧種にも該当しないことから適合とした。	聞き取り
		B：害動物が絶滅危惧種に該当する場合、その駆除は適切な方法で行われているか。	該当せず	4.4.2Aのとおり、害動物はなく、駆除をしていないことから審査対象外とした。	4.4.2 A